

令和4年(2022年)3月31日(木)第292号 (写し)

公告

長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)第32条第1項の規定により、
景観育成住民協定を次のとおり認定しました。

令和4年3月31日 長野県知事 阿部 守 一

協定の名称	協定に係る区域の所在地	景観育成に関する事項	認定年月日
軽井沢町旧軽井沢二手橋周辺地区 景観育成住民協定	北佐久郡軽井沢町	建築物に関する事項	令和4年3月8日
		緑化に関する事項	
		その他の事項	
軽井沢町旧軽井沢新渡戸通り地区 景観育成住民協定	北佐久郡軽井沢町	建築物に関する事項	令和4年3月8日
		緑化に関する事項	
		その他の事項	
軽井沢町旧軽井沢愛宕地区 景観育成住民協定	北佐久郡軽井沢町	建築物に関する事項	令和4年3月8日
		緑化に関する事項	
		その他の事項	
軽井沢町旧軽井沢陣馬釜の沢地区 景観育成住民協定	北佐久郡軽井沢町	建築物に関する事項	令和4年3月8日
		緑化に関する事項	
		その他の事項	